

業務部速報



No. 91

発行 19. 5. 13

JR東労組 業務部

「在来線電車の保全体系の見直しについて」会社から説明を受けました!

本日、「在来線電車の保全体系の見直しについて」（電車の検査周期延伸）について会社から説明を受けました。新系列車両の保全体系を変更するもので、これまでのテストカーの走行実績、部外の有識者の意見も踏まえて変更するというものです。

今回の内容は、総合車両センターの業務量に大きく関わるものであると同時に、従来の保全体系にも関係する内容です。新幹線において実施した周期延伸では、消耗品の交換などで様々な課題が出されています。職場の不安を解消し、安全で高品質な車両の維持を目指し議論をしていきます。

検査周期延伸

- ・ 現行の 60 万 km 間隔から 80 万 km 間隔にする。
 - 指定保全 60 万 km→80 万 km を超えない期間ごと
 - 装置保全 120 万 km→160 万 km を超えない期間ごと
 - 車体保全 240 万 km→320 万 km を超えない期間ごと
- ・ 対象車両は、特急では E653 系、通勤・近郊形では E231 系以降の新系列車両とする。
※205 系-5000 代, 209 系, 217 系, E501 系, E127 系, 255 系, 701 系は対象外
※新動力車（ハイブリッド等）は対象外
- ・ 規定改正の実施は 7 月 1 日とする。実施日以降に、装置保全もしくは車体保全を実施した車両で、次の指定保全までの周期から、延伸した周期（80 万 km ベース）になる。
- ・ 検査周期延伸後も車両の品質を保つために、以下の内容で検査内容を変更する。
→主電動機（開放型）の軸受、空気式戸閉装置、台車枠（一部の台車枠が対象）

説明時の特徴点

- ・ 今回の施策は総合車両センターが対象となる。
※指定保全を実施している区所（新潟車両センター）にも関係してくる。
- ・ 業務量は全体で 3/4 程度になる見込みである。個別の総合車両センターについては、配属車両の線区や運用によって違うので一概には言えない。
- ・ 要員効果は、対象車種全ての周期が延伸となれば現れてくる。
- ・ 車輪の寿命で装置保全や車体保全を考えており、その考えは変わらない。
- ・ 車両の運用によっては、装置保全が 10 年以上になる場合もある。
- ・ E235 系で行なっている、モニタリング C 保全も同様に扱う。
- ・ 電子部品は機器更新を行なっており、概ね 16 年を目安に改修する。
- ・ 車輪や冷房装置、ゴム部品の交換などは、突発的なもの以外は車両センターではなく、基本は総合車両センターで行う。
- ・ 総合車両センターと各車両センターとの役割などは変わらない。
- ・ 車両センターで行っている仕業検査、月・年検査の周期は今のところ変更せず従来通りである。車両センターの業務は変わらない。